

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年4月10日付けで提起された、処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]第[REDACTED]号で行った生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求人の[REDACTED]の年金請求手続に要した手続代行費用を必要経費として認めるよう求めるものと解される。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりと解される。

一般的に[REDACTED]年金の請求手続は煩雑であり、[REDACTED]を患う請求人の[REDACTED]が請求手続を行う場合、専門家の援助が必要なことは明らかである。



実際に、請求人の[]の年金請求手続は、[]に少なくとも2回、年金事務所に少なくとも5回出向いて対応に当たり、[]がわかる[]等の資料を用意するなど、多岐にわたり煩雑なものであった。

請求人の[]は、当時独立して生活を営むことが困難な状態にあり、[]もなかったため、自身で上記のような手続を行うことは不可能であったと言える。

請求人は、当時[]歳であった[]の世話と仕事のため、[]に代わって請求手続を行うことは不可能であった。

請求人の[]及び[]は、それぞれ当時[]歳、[]歳と未成年であり、請求手続を行うことは不可能であった。

以上から、年金請求手続を社会保険労務士に依頼することはやむを得ないことであり、手続代行費用は必要経費として認められるべきである。

第2 処分庁の弁明

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は次のとおりと解される。

請求人は、[]年金の請求手続が煩雑であると主張しているが、請求人の[]の[]は一か所で終始しており、[]も本人が把握していたことから、資料の取り揃えに関して煩雑な手続きを踏むとは考えづらい。

また請求人は、請求人らには手続能力がなかったと主張しているが、[]単身での手続は困難であるにしても、以下のとおり、請求人等の援助があれば受給権の確認は可能であったと考えられる。

まず、請求人については、継続して就労しており体調面でも問題なく、十分な手続能力を有していたと考えられる。当時、請求人の[]は[]であり、[]は[]であったが[]を利用しており、常時監護を要する状況ではなかったため、請求人が仕事の合間に[]に付き添って年金事務所に出席することは十分可能であった。

次に、別居状態ではあるが請求人の[]と[]にある請求人の[]がおり、請求人の[]と請求人世帯との交流状況を鑑みると、請求人の[]が請求人の[]に付き添って年金事務所に出席することも可能であったと考えられる。

そもそも、処分庁は請求人に対し、年金請求手続について期限を定めるなど強く指導していたものではなく、年金の受給可否の確認のため請求人の都合のつく時間帯に[]に付き添って年金事務所に出席しよう指導していたものである。

そのような指導に対し、請求人は報酬等の費用が発生することを認識しながら、処分庁に対して事前相談や問い合わせ、報告をせずに社会保険労務士との

保険労務士等の専門家の介在が必要不可欠であったと言える。

さらに処分庁は、請求人が処分庁に対し、事前相談や問い合わせ、報告をしないまま社会保険労務士との契約を締結したと主張している。

しかし、請求人は[]に相談した旨を処分庁の担当ケースワーカーに報告しており、請求人から相談を受けた社会保険労務士が平成[]年[]月に処分庁問合せを行った際には、請求人と契約を締結したこと及び発生する報酬の目安についても伝えている。

年金請求手続の代行に要した費用を必要経費として認める取扱いについては、他県や他市において存在するので、他との均衡を欠くようなものでもない。仮に本件にかかる費用が高額であると判断されるにしても、その一切を認めないとする判断は不合理である。

第4 処分庁の再弁明

請求人の反論に対し、処分庁から平成[]年[]月[]日付けで再弁明書が提出され、その趣旨は次のとおりと解される。

請求人は、勤務状況から平日の日中に1、2回でも[]や年金事務所を訪れることが困難な状況にあり、煩雑な請求手続を行うためには何度も勤務を休まなければならないため、不可能であったと主張している。

しかし、請求人が処分庁に提出した給与明細書等から判断する限り、実際の就労日数は請求人が主張する日数には至っておらず、勤務状況を理由に手続能力がないとは言えない。

請求人は、請求人の[]についても、ほとんど交流がなく生活状況も知らなかったことを理由に手続能力がなかった旨主張しているが、そもそも請求人の[]は請求人の[]にとって生活保護上の重点的扶養義務者であり、[]にある者である。したがって、その協力は優先されるべきであり、処分庁が把握していた限り、当時、請求人の[]は請求人世帯との交流に前向きであり、それ相当の関わりがあったと考えられる。

また請求人は、社会保険労務士が行った具体的な業務を挙げて、専門家による代行が必要であったと主張しているが、社会保険労務士が出向いた[]や年金事務所はそれぞれ一か所に終始しており、業務内容についても請求人らでは行うことが不可能なものは認められない。請求人が提出した厚生労働省の資料からも、埼玉県が[]年金の受給が困難な地域であることと請求手続が煩雑であることの因果関係は読み取れない。

さらに請求人は、他県や他市において請求手続の代行費用が必要経費として認められている例があるとし、他との均衡を欠くものではないと主張している

が、そのような取扱いについて厚生労働省等からの通知等はなく、個々の事例に対する判断は処分庁に委ねられている。

処分庁は平成 年 月 日にケース診断会議を開催し、請求人の話や社会保険労務士から提出された資料を基に代行費用の取扱いについて再度検討して本件処分を行っており、本件処分は妥当であるとする。

第5 請求人の再反論

処分庁の再弁明に対し、請求人から平成 年 月 日付けで再反論書及び証拠書類が提出され、同年 月 日付けで証拠説明書2及び証拠書類が提出された。その趣旨は次のとおりと解される。

処分庁は、請求人の1か月の勤務日数がおおよそ 日未満であり、勤務状況を理由に手続能力がなかったとは言えないと主張しているが、勤務先の事情で 日を下回った月もあるものの、それ以外はおおむね反論書において主張したとおりの勤務状況であり、請求手続を行う余裕はなかった。

また処分庁は、請求人の が扶養義務者であり、請求人の との が存在していること及び請求人世帯とそれ相当の関わりがあったと主張しているが、請求人の が週に1回程度請求人世帯を訪れていたのは1～2か月程度の期間のみで、その後は連絡もとれなくなり、請求人との交流は途絶えている。したがって、現実的に支援を期待することは不可能であった。

さらに処分庁は、請求人が提出した厚生労働省の資料について、年金の受給が困難な地域であることと受給手続が煩雑であることとの因果関係は読み取れないと主張している。しかし、当該資料からは と について相関関係があることを読み取ることができ、このことは、 に基づく 年金の受給を十分に可能とするためには社会保険労務士等の専門家の介在が必要であるという主張を支える事実である。

第6 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成 年 月 日から にて、請求人及び請求人の の 人世帯で生活保護を受給していること。
当時、請求人はスーパー2店を掛け持ちしてパート就労を行っていたこと。
- 2 請求人は、平成 年 月末まででスーパー1店を退職したこと。

- 3 請求人は、平成[]年[]月[]日までで継続就労していたスーパー1店を退職したこと。
- 4 請求人は、平成[]年[]月[]日から「[]」でパート就労を開始したこと。
- 5 請求人の[]は、平成[]年[]月[]日付けで[]を取得し、請求人は同年[]月[]日、処分庁に当該[]の写しを提出したこと。
- 6 請求人は、平成[]年[]月末日までで「[]」を退職したこと。
また、[]を理由として、[]を受診したこと。
- 7 処分庁は、平成[]年[]月[]日、平成[]年[]月[]日及び同年[]月[]日に請求人世帯への家庭訪問を実施し、その際、請求人に対し[]の[]年金受給の可否について年金事務所へ出向き納付期間を確認するよう伝えたこと。
また、それまで請求人は[]年金の制度を知らなかったこと。
- 8 請求人は、平成[]年[]月[]日から「[]」でパート就労を開始したこと。
- 9 平成[]年[]月[]日、請求人は[]の年金請求手続について、電話で「[]」に相談し、同[]から社会保険労務士（以下「本件社会保険労務士」という。）の紹介を受けたこと。
- 10 平成[]年[]月頃、請求人から[]の年金請求手続について相談を受けた本件社会保険労務士は、処分庁に対し、生活保護受給者が[]年金を得た際に、年金請求手続の代行費用が必要経費として認められるかについて電話にて問い合わせたこと。
- 11 平成[]年[]月[]日、請求人は、[]の年金請求手続の代行について本件社会保険労務士と契約を締結したこと。
- 12 平成[]年[]月頃、本件社会保険労務士は、請求人の[]の[]年金請求手続を代行し、年金が支給された場合に、代行費用が必要経費として認められるかについて電話にて問い合わせたこと。

また、この問い合わせに対し処分庁の担当ケースワーカーは、上司と検討の上後日回答する旨伝えたこと。

- 1 3 平成 年 月 日、処分庁は、来庁した請求人に対し、代行費用が必要経費とは認められない旨伝え、請求人は「わかりました」と答えたこと。
- 1 4 平成 年 月 日、処分庁は請求人世帯への家庭訪問を実施し、請求人から、社会保険労務士との契約は継続しており、現在 年 月の年金の受給が可能か調査をしてもらっているとの旨聴取し、請求人に対し、結果が出た際には処分庁に連絡するよう伝えたこと。
- 1 5 平成 年 月 日、請求人の 年 月の年金請求書が 年金事務所に提出されたこと。
- 1 6 平成 年 月 日、処分庁は請求人世帯への家庭訪問を実施し、請求人から、 年 月の年金の資料が揃ったため、先月年金事務所に審査を依頼し結果を待っているとの報告を受けたこと。
- 1 7 平成 年 月 日付けで、本件社会保険労務士は処分庁宛て「 」と題する文書を送付したこと。
- 1 8 平成 年 月 日、処分庁は請求人に対し、代行費用が必要経費とは認められない旨再度伝えたこと。
- 1 9 平成 年 月 日付けで請求人の 年 月の年金給付が決定され、同年 月 日に年金証書の写しが処分庁に提出されたこと。
- 2 0 平成 年 月 日付けで、本件社会保険労務士は請求人に対し、年金請求手続代行費用として 円を請求したこと。
- 2 1 平成 年 月 日、請求人の 年 月の年金の初回支給分 円が請求人の 銀行口座に入金されたこと。
- 2 2 平成 年 月 日、処分庁はケース診断会議を開催し、年金請求手続の代行費用について、以下の理由により必要経費とは認められないとの判断をしたこと。

- ・請求人が自身の判断で社会保険労務士に相談して契約直前に処分庁に報告があったものであり、その後、処分庁から必要経費とは認められない旨伝えたにもかかわらず、請求人の意思で契約を継続したものであるため。

- 23 平成 年 月 日付けで、処分庁は法第63条に基づく返還金を決定し、請求人に通知したこと。
- 24 平成27年4月10日付けで、本件審査請求が提起されたこと。
- 25 処分庁から平成 年 月 日付けで弁明書が提出されたこと。
- 26 請求人から平成 年 月 日付けで反論書が提出されたこと。
- 27 請求人から平成 年 月 日付けで反論書の追加補充書面、証拠説明書及び証拠書類が提出されたこと。
- 28 処分庁から平成 年 月 日付けで再弁明書が提出されたこと。
- 29 請求人から平成 年 月 日付けで再反論書及び証拠書類が提出されたこと。
- 30 請求人から平成 年 月 日付けで証拠説明書2及び証拠書類が提出されたこと。

第7 当庁の判断

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」としている。
- 2 また、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）の第6は、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」としている。

3 年金等の収入を得るための必要経費について、次官通知の第8-3(2)ア(イ)は、「交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること」としている。

4 法第63条に基づく返還額の取扱いについて、同条は「被保護者は…保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」としており、返還額については保護の実施機関の裁量に委ねている。

また、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）の問13-5の答(2)は「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、「エ 当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」と定めている。

さらに、平成24年7月23日付け社援保発0723第1号保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」において、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性の観点から、真にやむを得ない理由により控除する場合は、被保護世帯が事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

5 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

請求人が処分庁からの指導を受け、■■■■の■■■■年金受給に向けて年金請求手続を進めたことは、前記1及び2に照らし適正な行為であることは明らかである。

しかし、その手続を社会保険労務士に代行させたことについて、処分庁は、請求人が処分庁の指導によるものではなく、自らの意思で本件社会保険労務士と契約し、処分庁から必要経費とは認められない旨伝えられた後も当該契約を継続したものであること、請求人が自らの持つ手続能力や扶養義務者の手続能力を十分に活用していないこと、また社会保険労務士への相談は社会通念上未だ一般的ではないことを理由として、前記3に基づく必要経費には該当せず、前記4に基づく控除の対象にも当たらないと判断し、本件処分を行っている。

確かに、処分庁が主張するとおり、年金請求手続は、■■■■■■■■■■に係るもので

あっても、必ずしも社会保険労務士等の専門家でなければ行えないものとは認められない。また、請求人らが当該手続を行う能力を有していなかったとも言えない。

しかし、請求人は当時、年金請求手続について十分な知識を有しておらず、就労や家事等を継続しながら当該手続を行うことが可能なのか、適確に判断ができる状態ではなかったと認められる。

処分庁からの助言指導についても、年金受給の可能性の確認のため年金事務所に出向くようにとの指導はあったものの、年金受給に至るまでの具体的な諸手続の内容や手順等、請求人が自らの能力で手続を行えるかどうかを判断できるほどの内容であったとは認められず、また別居している父に当該手続の支援を依頼するようにとの助言もなされていない。

このような状況下で、請求人が「[REDACTED]」への相談を経て社会保険労務士に手続の代行を依頼したことは、やむを得ないものと認められ、前記1に反する行為とは言えない。

その後においても、前記第6の9のとおり、請求人は処分庁に社会保険労務士との契約を継続して年金請求手続を進めている旨報告しているが、処分庁は請求人に対し、社会保険労務士による手続の代行に代わる方法を示すなどして社会保険労務士との契約を解除するよう促すような助言指導は行っていない。

したがって、代行費用が必要経費として認められない旨伝えられた後も、社会保険労務士による代行以外に年金請求手続を継続する方法を見出すことができなかった請求人が本件社会保険労務士との契約を継続したことは、やむを得ないものと認められる。

前記3に基づく必要経費は、相当輕易な場合を除き、請求手続の代行費用も含まれるものと解されるが、本件社会保険労務士が行った具体的な手続は相当輕易とは認められず、また請求人が本件社会保険労務士に手続の代行を依頼した経緯を参酌すると、本件における手続代行費用はこの規定に基づく必要経費として認定すべきものと判断される。

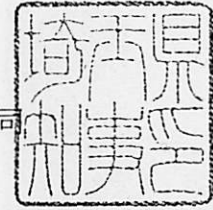
したがって、請求人の[REDACTED]が遡及受給した[REDACTED]年金にかかる法第63条に基づく返還金の決定において、年金請求手続に要した手続代行費用を必要経費として認定せずに行われた本件処分は不当である。

第8 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年9月17日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において[]を代表する者は[]、埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。